

核廃絶は核禁条約の精神を礎にしてこそ

広島市立大学
広島平和研究所
准教授
福井 康人

■核禁条約は何ら瑕疵なく成立

核兵器禁止条約（核禁条約）の交渉は、一昨年の国連総会決議（A/R.E.S/71/258）に基づいて、2017年3月に1週間および6月23日から7月7日にかけての二会期にわたり、ニューヨーク国連本部において、国連主催条約交渉会議により行われました。結果、この条約は最終日の表決により採択され（122カ国賛成、1カ国反対、1カ国棄権、1カ国棄権、1カ国棄権）、その後9月20日に署名開放され、今年1月31日時点での署名国は56カ国、批准国は5カ国です。

この条約は1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択されて以来、国連関連フォーラムで交渉された約20年振りの核軍縮・不拡散条約ですが、国際条約として何ら瑕疵なく成立しており、国連事務総長に正式に寄託された証として国連法務部より、その認証謄本が全ての国連加盟国政府に送付されています。

その一方、これまで核兵器禁止条約に関連する国連総会第一委員会決議にも反対してきた核兵器国は、事実上の予備交渉であった多数国間オープンエンド作業部会にも欠席したのみならず、交渉にも参加しませんでした。ま

た、これら核兵器国の拡大抑止政策と協調する国の中にも、交渉に参加しない国も少なくありませんでした。このため、核兵器禁止条約は、強く反対する国が欠席する中で、言い換えればそのような中でも核兵器廃絶を強く希求する120カ国以上の同志国が集い、短期間に集中した交渉を重ねてこの条約を成立させたといえます。しかしながら、核兵器国などが署名開放後もこの条約に強行に反対しているため、適切な言葉ではないかもしれませんが、政治的な「断片化」が生じています。

核軍縮は、これまで核兵器不拡散条約（NPT）体制の下で進められてき

ました。その出発点となっているのは、NPT第9条3項が核兵器国について「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造し且つ爆発させた国」と定義し、本来は主権国家として平等な権利を有するはずの国々を、核兵器国と非核兵器国に二分して核不拡散体制を構築していることに端を発しています。

そして、この不平等を是正すべく、NPT第6条は「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを

約束する」と規定しました。そして、同時に締約国に対して奪い得ない権利として、原子力の平和的利用の権利を認めています。

他方で、スウェーデンの著名シンクタンクSIPRIが刊行している17年版年鑑は、17年1月の時点でのNPT上の核兵器国などの核保有状況について、米国の6800発、ロシアが7000発、英国が215発、フランスが3000発、中国が270発との推定値を公表しており、事実上の核兵器国であるインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を含めて核保有国全体では総計1万4935発が存在すると推定しています。こうした状況に対して、核軍

縮はかつての状況と比較して一定程度進んでいると主張する核兵器国と、それを不十分と批判する非核兵器国との間で見解の対立があり、その対立はNPT関連会合のみならず国連総会第一委員会などでもみられます。

また、非核兵器国の中でも核軍縮に熱心な国ほど核軍縮の進展状況を「残念である」として不満を募らせています。その理由の一つは、軍縮会議での条約交渉が伝統的な「コンセンサス方式」ではなく、表決により条約の採択が可能で、国連総会決議により設置された条約交渉会議への志向を強める結果となったことがある点は否めません。こうした成立背景を有する核兵器禁止条約は、今日の核軍縮をめぐる国際社会の現状を如実に体现しているともいえます。

■注目すべき「被爆者」の表現

このように難しい局面からのスタートとなりましたが、核兵器は特定の軍



ふくい やすひと

1964年、兵庫県生まれ。同志社大学法学部卒。パリ第一大学法科大学院修了（13年）。博士（法学）。外務省入省後、軍備管理軍縮課、国際組織犯罪室、国際平和協力室、軍縮会議日本政府代表部、在ルーマニア日本大使館、南山大学外国語学部（客員教授）などを経て現職。主な著書は「軍縮国際法の強化」（信山社）。

事目標のみを対象とすることのできない無差別兵器であること、過度の傷害または無用の苦痛を与える兵器であり、さらに大規模な環境損害を与える兵器であるとの事実を異を唱える人は少ないでしょう。

これらの点については、96年に国際司法裁判所が判示した核兵器の使用・威嚇の合法性勧告的意見においても、核兵器の使用は一般的にこうした国際人道法の原則に違反するとされながらも、核兵器だけが特別扱いされて使用が明確に禁止されていませんでした。生物や化学兵器のみならず、過度の傷害または無用の苦痛を与える通常兵器が禁止されてきた非人道兵器禁止の流れの中で、核兵器禁止条約が核兵器は違法な存在であるとして、使用だけでなく保有などを含め包括的に禁止する規範を確立することにより、法的な「断片化」を解消しうることの意義は大きいといえます。

された自国の管轄又は管理の下にある地域に関して、汚染された地域の環境上の回復に向けた必要かつ適切な措置をとる」ことを定めています。この点についても国際人道法の基本原則である大規模な環境損害、すなわち具体的には「広範、長期的かつ深刻な損害」を与えないとする国際人道法の原則が核兵器の使用や核実験により不幸にも破られた場合にも、その被害を極小化するために重要な働きをします。

このように、核兵器禁止条約は軍縮条約として分類されているものの、国際人道法、国際人権法、国際環境法のみならず国家責任法の要素も含む複合的な条約であり、CTBTがカバーできない核実験による環境被害にも対応しており、NPTのみならずCTBTをも補充し得る条約であるといえます。

核兵器禁止条約に対しては、インドは早い段階から国際約束には当事国のみが拘束されるとするのみならず、「反

さらに、この条約について注目すべき点の一つは、被曝者 (hibakusha) の表現が核兵器使用による被害者として初めて国際約束において使用されたことです。もともとこの用語はこの条約の前文に使用されており、法的拘束力を有しません。ウイーン条約法条約第31条1項は「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」とし、さらに同第2項は「条約の解釈上、文脈という時は条約文(前文及び次の附属書を含む)」を挙げています。このため条約の前文は条約の解釈時に重要な指針となるため、今後、核軍縮などを考える上で核兵器の使用や核兵器の実験により影響を受ける被曝者問題が取り上げられる際には依拠すべき重要な先例になり得るものと思われれます。

また、核兵器禁止条約は核兵器の被害者への援助及び環境回復については、対している国がある以上、慣習法化することもない」として同条約に拘束されないことを強く主張しています。さらにNPT上の核兵器国のみならず、これら核兵器国からの拡大抑止政策を享受する国も非署名・非加入の方針を明らかにしており、核兵器が違法であるとする核兵器禁止条約は、成立当初からいかに普遍性を持たせるかという問題を抱えたことになりました。

■人の尊厳を守る議論の必要性

ちなみに、核兵器禁止条約を巡る有識者の多くは「核保有国と非保有国の対立を深める」とか、「NPT派と核兵器禁止条約派に分断されかねない」など政治的な側面についてのコメントに終始していることが気になります。核兵器が使用された場合にはいかなる状況が生じるかは明らかであり、核兵器禁止条約に賛同しない人も核兵器が使用された側の被害者になること

条約第6条1項が「締約国は、核兵器の使用又は実験により影響を受けた自国の管轄の下にある個人について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助(医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む)を適切に提供し、並びにこれらの者が社会的及び経済的に包容されるようにする」と規定しています。この規定は対人地雷禁止条約の犠牲者支援規定を発展させたクラスター弾条約第5条1の文言に由来するものですが、不幸にも核兵器が使用されてしまいかもされない武力紛争時においても国際人権法及び国際人道法により、人は保護されるものであることを明示的に確認しており、人としての生存権などによる保護を強化するものです。

また、核兵器による環境被害について、条約第6条第2項は「締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に関係する活動の結果として汚染を望まないのは当然です。

この条約により核兵器が再び使用されるリスクを低減させて、人としての尊厳が保たれるだけでなく、最低限度の生存権が守られるためにも、同条約を活用することにより何ができるかをより具体的に議論する必要があると考えます。

この関連で、特に北朝鮮が度重なる核実験やミサイル発射事件といった核開発を継続する中で、昨年10月6日の国連総会第一委員会における核兵器についてのテーマ別討論では、北朝鮮代表が「北朝鮮に対する米国の軍事作戦に参加しない限り、我々は他のいかなる国に対しても核兵器を使用すること又は使用すると威嚇を行う (to use or threaten to use nuclear weapons) 意図はない」として、核兵器禁止条約の基本的義務の表現を使用した発言には驚きを禁じませんでした。

さらに、北朝鮮は「責任ある核保有

国として朝鮮半島および他の残りの地域における平和と安定に寄与する」と述べて演説を結んでおり、これはかつてインドが核実験を実施して核保有国としての地位を宣言したことを想起させます。NPTを頑なに拒んで核兵器開発を「やった者勝ち」であるとする風潮が世界的に蔓延することが強く懸念されます。危機に瀕するNPTの限界を補完するためにも、核兵器禁止条約の役割は重要であると考えています。

■日本は真の橋渡し役を担え

世界情勢を鑑みると、NPT体制のみならず、核兵器禁止条約をも利用して核兵器廃絶へ向けて取り組むべきことは有益であり、核兵器禁止条約を利用しない手はないでしょう。現時点で発効要件国数に到達するためにはしばらく時間を要すると思われませんが、発効すれば少なくとも当事国には効力が生じるため、核不拡散体制の強化には

役立つと思われる。さらに、現時点で核兵器を保有している国に対しても、将来、核兵器を廃棄して同条約の締結を許容する可能性も有している点にも注目したいと思います。この条約は時間がかかることを想定しつつも、核廃絶に向けて歩むべき道を具体的に示しています。

さらに、既に五つの非核兵器地帯条約が発効していますが、これに含まれない国々が核兵器禁止条約を締結することにより、今後「非核バズル」の断片（ピース）を埋めることとなります。この関連で、被爆地広島において昨年11月に国連軍縮会議が開催された際に、日本政府の提案により実質的な核軍縮のための「賢人会議」も開催されました。さらに本年3月に次回会合を開催した上で提言を取りまとめると仄聞していますが、単に提言をまとめるだけで終わらせてはならないと思います。核保有国、非核保有国の双方が、N

P Tの在り方や核兵器禁止条約とどのように付き合うべきかについても真剣に議論されることが望まれます。特に、この賢人会議に私が期待したのは被爆者の方の高齢化が進む中で、核軍縮が実質的かつ実践的に進展するように2020年NPT運用検討会議のみを見据えるだけでなく、さらに10年後といった中長期的に国際社会の在り方を勘案した上で前向きな要素が含まれる必要があることです。

このためにはまず、伝統的な核軍縮アプローチとして国際社会が取り組んできた包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始および妥結を目指した、これまでの国際社会の不断の努力をさらに加速化する必要があります。CTBTについてはCTBT賢人会議が開催されたものの十分な成果に繋がっておらず、普遍化もさることながら残り8カ国の

発効要件国に批准させるために最大限の工夫が必要とされています。また、FMCTを巡っては過去20年間に軍縮会議の会期冒頭には議題案が採択されるものの、特にFMCTの交渉マンデートを巡って作業計画に合意できない状況が続いており、軍縮会議以外の国連主催会議といったフォーラムでの交渉も念頭に置いた外交努力が必要です。



国連職員らと熱心に議論する筆者（右奥）
＝昨年12月 広島平和記念資料館

こうしたいわゆる「ビルディング・ブロック方式」に加えて、NPT体制と核兵器禁止条約の協働による核軍縮の推

進を試みる価値があるものと考えています。私が注目しているのは、核兵器禁止条約の交渉会議議長が示した方針においてもNPTとの補完性が示されており、両者は矛盾しないとしていくことです。つまり、核兵器禁止条約が一つの圧力となつて、NPT体制下での核軍縮が進む可能性があり、双方の場で核廃絶に向けた対話を続けるデュアル・トラック（複線）方式が望ましいと考えています。もっとも詳細については条約の実施機関をはじめ、詰めるべき点があり、NPT体制と核兵器禁止条約をどのように調和させるかは引き続き検討を進める必要があります。ちなみにこの条約には、非締結国もオプザーバーとして締約国会議に招待する規定が設けられています。これには日本もぜひ参加して核軍縮を巡る見解の相違を克服するために、真の橋渡し役として積極的に貢献してほしいと思います。たとえ今は締結で

きなくても核軍縮推進のために日本が積極的に関与していくことを願っています。

また、こうしたことは政府にのみ頼るのではなく、地方自治体や市民社会の貢献も重要です。昨年12月に広島平和記念資料館が被爆の実相への理解を深めるために初めて主催した国連見学ツアーガイドのヒロシマ研修において、筆者は核軍縮の講義を担当させて頂きました。さまざまな交渉舞台を目にする国連職員も自分の目で原爆の悲惨さを確認して驚きを隠せなかった様子を目の当たりにしました。

市民社会の貢献が認められて国際NGO連合ICANが昨年ノーベル平和賞を受賞したことも我々の記憶に新しいですが、核兵器禁止条約の精神を生かして核廃絶に向けて着実に国際社会が進むよう、我々一人一人の努力も必要とされていることを、いま一度想起すべきではないでしょうか。☒